

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽形別	RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽形別										
		キャビティ/海水	RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽形別										
		RCS 海水	RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽形別										
		ミッドループ	RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽形別										
		RCS 全プロセス	RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽形別										
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-6-20(2)) 代替原子炉格納容器スプレ イ-恒設代替低圧注水ポン プによる代替原子炉格納容 器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系 が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ:1台 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・海水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める) ・送水車 (表85-14-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	モード3、4、5、6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ:1台 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・海水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める) ・送水車 (表85-14-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・恒設代替低圧注水ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・海水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・送水車 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×										
第85条(表85-6-30(2)) 代替原子炉格納容器スプレ イ-可搬式代替低圧注水ポ ンプによる代替原子炉格納 容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレ イ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 ・送水車:1台×2 ・仮設組立式火槽:1台×2 ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 ・送水車:1台×2 ・仮設組立式火槽:1台×2 ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・送水車 ・仮設組立式火槽 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×										
第85条(表85-7-10(2)) 原子炉格納冷却水系による 原子炉格納冷却水系による 原子炉格納容器内自然対流 冷却	原子炉格納冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が 動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または 運転中であること) ・A、B格納容器再循環ユニット:2基 ・A、B、C原子炉格納冷却水ポンプ:2台 (A、B、Cのうち、いずれか2台) ・A、B原子炉格納冷却水弁装置:2基 ・原子炉格納冷却水サージタンク:1基 ・窒素ポンベ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用):1本 ・海水ポンプ:1台 ・可搬式温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口 口温度(SA)用) (表85-16-1の2)において運転上の制限を定める)	モード3、4、5、6	原子炉格納冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・A、B格納容器再循環ユニット:2基 ・A、B、C原子炉格納冷却水ポンプ:2台 (A、B、Cのうち、いずれか2台) ・A、B原子炉格納冷却水弁装置:2基 ・原子炉格納冷却水サージタンク:1基 ・窒素ポンベ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用):1本 ・海水ポンプ:1台 ・可搬式温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1の2)において運転上の制限を定める)	・A、B格納容器再循環ユニット ・A、B、C原子炉格納冷却水ポンプ ・A、B原子炉格納冷却水弁装置 ・原子炉格納冷却水サージタンク ・窒素ポンベ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬式温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	×	×	×	×	×	×										

主要工程		検査項目																								
RCS水位		RCS水位																								
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3					
第85条(表85-7-202) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機令却	第85条(表85-7-202) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機令却	モード3、4、5、6	大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ:1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A. B格納容器再循環ユニット (表85-7-1の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油せう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1の2)において運転上の制限を定める ・B. 余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-6の2)において運転上の制限を定める ・C. 冷却/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6の2)において運転上の制限を定める ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める	・大容量ポンプ ・A. B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯油せう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) ・B. 余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C. 冷却/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・空冷式非常用発電装置																						
第85条(表85-8-102) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	第85条(表85-8-102) 蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能なポンプ2台で1系統(本製1台)が動作可能(ポンプが手動起動/系統構成含む)できること、または運転中であること、または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動機補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能なポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること、タービン動機補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は、運転上の制限は適用しない。タービン動機補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む) ・電動補助給水ポンプ:2台 ・タービン動機補助給水ポンプ:1台 ・タービン動機補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作):1台 ・蒸気発生器:3基 ・復水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油せう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・タンクローリー	・電動補助給水ポンプ ・タービン動機補助給水ポンプ ・タービン動機補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作) ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油せう ・タンクローリー																						

主要工程		▼形別 RCS降温 Rへ開放 燃料取出 燃料接荷 Rへ組立 起動試験 起動前弁点検 起動試験 ▼形別 調整運転																					
RCS水位		キャビティ海水 RCS 海水 ミッドループ RCS 全フロ—																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-11-10の2) 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3、4、5、6	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動運転(系統構成含む)でできること) (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン:1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット:1基 ・窒素ポンベ(アニュラス浄化排気弁等)動作用:2本 (1セット2本(アニュラス浄化排気弁等)動作用:1本、アニュラス排気弁動作用:1本) ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-10の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ(アニュラス浄化排気弁等)動作用 ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー 																			
第85条(表85-12-10の2) 海水から使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系を系統動作可能 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー 																			
第85条(表85-12-20の2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統(1系統とは屋外に配備する送水車1台)が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号房および4号房共用の予備機を含む))が動作可能 ・送水車:1台×2 ・スプレイヘッド:4個 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレイヘッド ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー 																			

主要工程		検査項目																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
RCS 水位	第95条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(使用済燃料ピットの監視) ・使用済燃料ピット水位(広域):2個 (動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・使用済燃料ピット温度(AV用):2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個を含む)):2個 ・可搬型使用済燃料ピット水位:2個 ・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター:2個 ・空冷式非常用発電装置(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯せう(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・使用済燃料ピット監視計表 ・使用済燃料ピット水位(広域) ・使用済燃料ピット温度(AV用) ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む) ・可搬型使用済燃料ピット水位 ・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯せう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能 ・大容量ポンプ(放水砲):3台 (2台接続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数) ・放水砲:3個(3号炉及び4号炉合計所要数) ・泡混合器:1台(3号炉及び4号炉合計所要数) ・燃料油貯せう(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ(放水砲) ・放水砲 ・泡混合器 ・燃料油貯せう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第95条(表85-13-2) 海洋への放射抑制	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数が使用可能 ・シルトフェンス:2組(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数) 取水塔側: 高さ約8m/幅約12m/傾約12m/本を2本で1組として2組(4本) 放水口側: 高さ約10m/幅約80m/傾約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組) 高さ約6.5m/幅約70m/傾約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組) 高さ約10.5m/幅約10m/傾約10m/本を1本で1組として2組) 高さ約10.5m/幅約3.5m/傾約3.5m/本を6本で1組として2組) 高さ約2m/幅約55m/傾約5m/本を1本で1組として2組)	・シルトフェンス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

主要工程		▼形別 RCS降温 Rへ開放 燃料取出 燃料接荷 Rへ組立 起動試験 起動前弁点検 起動試験 ▼形別 調整運転																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
RCS水位	第85条(表85-14-10)2 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	海水を用いた復水タンクへの補給系2系動作可能 *送水車: 1台 x 2 *燃料油防油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) *タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	*送水車 *燃料油防油そう *タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 (1) 復水タンク(有効水量) 646m ³ 以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ: 1台	燃料取替用水タンク (1) ほう素濃度 2800ppm以上 (2) ほう素水量(有効水量): 1600m ³ 以上 (原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第85条に定める水源および何心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう)	*燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
RCS水位	第85条(表85-14-3)の2 燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5, 6(キャビティ低水位)	空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統とは、モード3, 4, 5, 6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 *空冷式非常用発電装置、2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) *タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) *燃料油防油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	*空冷式非常用発電装置 *燃料油防油そう *タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	第85条(表85-15-10)2 号機前電力融通回路ケーブル(3号~4号)(号機前電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電)	(1) 号機前電力融通回路ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1, 2, 3, 4の場合の所要数(他号炉のモード5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)の場合における所要数が使用可能) (2) 号機前電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1, 2, 3, 4の場合の所要数(他号炉のモード5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)の場合における所要数が使用可能) a他号炉がモード1, 2, 3, 4の場合 *号機前電力融通回路ケーブル(3号~4号): 1組(3号炉および4号炉の合計所要数)	*号機前電力融通回路ケーブル(3号~4号) *号機前電力融通予備ケーブル(3号~4号) *ディーゼル発電機(他号炉) *燃料油防油そう(他号炉)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽機別 RCS降温	燃料取出	Rへ開放	燃料接荷	Rへ組立	起動試験	起動前弁点検	▽機別											
		1次系ボンプ他点検	RCS漏えい検査						起動試験											
RCS水位	要求モード	保安規定条文	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	3
			キャビティ・海水 RCS 海水 ミッドループ RCS 全フロ－																	
			・号機前電力融通予備ケーブル(3号～4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):2基 ・燃料油貯蔵そう(他号炉):466m ³ b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機前電力融通管ケーブル(3号～4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機前電力融通予備ケーブル(3号～4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):1基 ・燃料油貯蔵そう(他号炉):226m ³ (他号炉とは4号炉をいう)																	
			電源車による電源系系が動作可能 ・電源車:1台×2 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-70の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー																	
			第85条(表85-15-30の2) 電源車からの給電																	
			第85条(表85-15-40の2) 蓄電池(安全防護系用)および蓄電池(3系統目)からの給電																	
			可換式整流器からの電源系1系統(1系統とは、可換式整流器1個)動作可能 ・可換式整流器:1個 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-10の2において運転上の制限を定める) ・号機前電力融通管ケーブル(3号～4号) (表85-15-20の2において運転上の制限を定める) ・号機前電力融通予備ケーブル(3号～4号) (表85-15-20の2において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表85-15-20の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう(他号炉) (表85-15-30の2において運転上の制限を定める) ・電源車 (表85-15-70の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (表85-15-70の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-70の2において運転上の制限を定める)																	

主要工程		検査項目																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	検査項目																		
					3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
RCS 水位		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>キャビティ/湯水 RCS 湯水 ミッドループ RCS 全フロー</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>燃料取出 燃料接荷 Rへ開放 Rへ組立 Rへ組立 起動前弁点検 起動時検 起動時検 RCS漏えい検査 調整運転</p> </div> </div>																					
第85条(表85-15-6の2) 代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤:1個 ・代替所内電気設備変圧器:1個 ・空弁式非常用発電機装置 ・可搬式整流器 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める (表85-15-5の2)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空弁式非常用発電機装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-7の2) 燃料油貯蔵所、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6	・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-16-1の2) 計装設備 ・プラント起動に伴う計器校正、真空ポンピングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保線のため隔離している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	主要パラメータ ①主蒸気圧力監視回路(OH) ②1次燃料能率監視回路(OH) ③2次燃料能率監視回路(OH) ④原子炉出口監視回路(OH) ⑤1次燃料能率監視回路(OH) ⑥2次燃料能率監視回路(OH) ⑦加圧配管圧力(OH) ⑧加圧配管水位(OH) ⑨原子炉圧力監視回路(OH) ⑩加圧配管水位(OH) ⑪原子炉圧力監視回路(OH) ⑫加圧配管水位(OH) ⑬原子炉圧力監視回路(OH) ⑭加圧配管水位(OH) ⑮原子炉圧力監視回路(OH) ⑯加圧配管水位(OH) ⑰原子炉圧力監視回路(OH) ⑱加圧配管水位(OH) ⑲原子炉圧力監視回路(OH) ⑳加圧配管水位(OH) ㉑原子炉圧力監視回路(OH) ㉒加圧配管水位(OH) ㉓原子炉圧力監視回路(OH) ㉔加圧配管水位(OH) ㉕原子炉圧力監視回路(OH) ㉖加圧配管水位(OH) ㉗原子炉圧力監視回路(OH) ㉘加圧配管水位(OH) ㉙原子炉圧力監視回路(OH) ㉚加圧配管水位(OH) ㉛原子炉圧力監視回路(OH) ㉜加圧配管水位(OH) ㉝原子炉圧力監視回路(OH) ㉞加圧配管水位(OH) ㉟原子炉圧力監視回路(OH) ㊱加圧配管水位(OH) ㊲原子炉圧力監視回路(OH) ㊳加圧配管水位(OH) ㊴原子炉圧力監視回路(OH) ㊵加圧配管水位(OH) ㊶原子炉圧力監視回路(OH) ㊷加圧配管水位(OH) ㊸原子炉圧力監視回路(OH) ㊹加圧配管水位(OH) ㊺原子炉圧力監視回路(OH) ㊻加圧配管水位(OH) ㊼原子炉圧力監視回路(OH) ㊽加圧配管水位(OH) ㊾原子炉圧力監視回路(OH) ㊿加圧配管水位(OH)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力監視回路内の温度)	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×